春の行政相談強調週間
5月22日(月)～28日(日)

毎日の暮らしの中で、国や東京都などの仕事への苦情や意見・要望はありませんか。

そのようなときは、行政と住民のパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。お気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時・場所 毎月第1水曜日、午後1時30分～4時30分、商工会館2階会議室

行政相談委員 森田進氏

なお、相談は次のところでも受け付けています。

▼総務省東京行政評価事務所「行政苦情110番」☎0570・090110

問合せ 秘書広報課市民相談係

今月は《納税推進》強化月間です

市では、5月を「納税推進強化月間」と定め、夜間及び休日の戸別訪問を実施します。平成17年度の「市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料」を納めていない方は、法の定めにより差押えなどの滞納処分をしていかなければなりませんので、この機会に必ず納めるようお願いします。

なお、市では常に納税相談に応じています。

▼口座振替を利用されている方へ

指定の口座から5月31日(水)に自動的に振り替えます。残高不足にならないよう注意してください。

問合せ 収納課収納係

人権擁護委員に石川好男氏が委嘱されました

4月1日付けで法務大臣から石川好男氏が人権擁護委員に委嘱されました。今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さんの人権を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

問合せ 秘書広報課市民相談係

保険・年金だより

■出産育児一時金資金貸付制度

国民健康保険加入者（被保険者）で、次の要件の全てに該当する場合に出産に要する費用の一部を貸付することができる制度です。

貸付の要件 ▼出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる福生市国民健康保険加入者（被保険者）であること（支給要件は保険年金係へ問い合わせてください）。▼出産予定日まで、1か月以内または妊娠4か月以上であることが証明できること。（母子手帳など）▼医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書や見積書などがあること。

貸付額 出産育児一時金支給見込額（30万円）の100分の80の範囲内（24万円以内）

申請に必要な書類 ①出産予定日まで1か月以内または妊娠4か月以上であることが確認できる書類②医療機関等からの出産に要する費用の内訳が記載された請求書または見積書③印鑑④被保険者証

■食事負担額の変更について

4月1日から健康保険法等の規定に基づいて、入院時の食事についての負担方法が1日単位から1食単位へと変更になりました。※右下表の②及び③に該当する国民健康保険加入者（被保険者）は、保険年金係の窓口で発行する減額認定証を被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出することにより、減額が受けられます。

※今回の変更は、今まで食事の負担額が食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するもので、医療機関で提供される食事の内容が変わるものではありません。

	変更後			変更前
①一般の方	1食につき260円	1日につき780円	1日につき210円〔1食につき160円〕	1日につき650円〔1日につき500円〕
②市町村民税非課税の世帯に属する方等（過去1年間の入院日数が90日を超えている場合）			1食につき100円	1日につき300円
③②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等				

問合せ 保険年金課保険年金係

■インターネットで年金個人情報が確認できます

社会保険庁ホームページ http://www.sia.go.jp/で、今までの年金加入履歴や年金の納付状況等がインターネット上で確認できます。

利用を希望される方は、あらかじめホームページで申込み、社会保険庁から郵送されるユーザーIDとパスワードが必要です（郵送に2週間程度かかります）。

対象 国民年金及び厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方（老齢基礎・老齢厚生年金の裁定済みの方、共済組合の組合員は除く。）

確認できる情報 公的年金の加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数、国民年金の納付済月数・免除月数・学生納付特例月数、厚生年金保険の加入月数・期間、厚生年金保険期間中の標準報酬月額・標準賞与額等

※このサービスでは、年金見込額は確認できません。

問合せ 年金個人情報提供サービスの操作方法等に関することは、社会保険業務センター記録管理部記録提供課☎0422・76・1155、年金記録の内容については、年金ダイヤル☎0570・05・1165

■老人医療受給者で特定疾病の方の自己負担限度額を減額

老人医療受給者証をお持ちの方は、次の①、②、③の疾病について、申請により交付される「特定疾病療養受領証」を医療機関の窓口に提示すると、毎月の自己負担限度額が10,000円までとなります。

①人工透析を受けている慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定めるものに限る）

申請に必要なもの 老人医療受給者証、健康保険証、その疾病についての医師の意見書等、身体障害者手帳、印鑑（認印）

問合せ 保険年金課老人医療係

新庁舎建設工事が始まりました

平成20年春完成に向け、新庁舎建設工事が始まりました。業務は通常通り行っていますが、工事期間中は敷地内に駐車場がありません。車での来庁はご遠慮くださいますよう、ご協力をお願いします。自転車駐車場及び障害者用の駐車スペースは本庁舎裏に設置しています。

なお、車でないと来庁できない方には、臨時駐車場として福生市営福生駅西口駐車場がご利用いただけます。届出、申請、相談などの用事で来庁された方は、担当窓口で無料チケットをお受け取りください。窓口の対応時間によりますが、1時間を限度に駐車料金を無料とします。

2年間の工事期間中、市民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課管財係

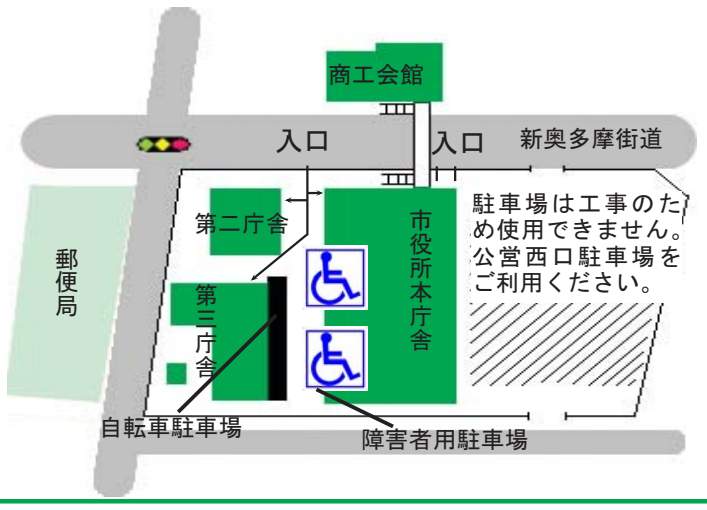

官公署だより

■フレッシュランド西多摩

6月の体操教室 ▼肩こり腰痛体操6日(火)・20日(火)▼健康体操1日(木)・15日(木)・29日(木)▼かんたんエアロビクス13日(火)・27日(火)▼ヨガ8日(木)・22日(木)※時間はいずれも午後1時30分～2時30分

定員 各回先着40人 対象 16歳以上の方 料金（教室と入浴3時間のセット）青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町に在住の方800円、前記以外の方1,100円 持ち物 動きやすい服装、室内用運動靴、タオル等※託児施設がありませんので、お子さんの同伴はご遠慮ください。

申込み 各開催日の10日前から直接あるいは電話でフレッシュランド西多摩☎570・2626へ。

URL http://www.nishiei.or.jp

■駐車違反の取締りが変わります

車両の使用者などを対象とした放置違反金が導入されます。放置違反金を納付しないと、車検が受けられなくなります。

都内では12区43署で民間委託を実施し、民間の監視員も放置駐車違反の確認を行います。

悪質・危険・迷惑な違反を重点に、短時間の放置駐車も取り締まります。

問合せ 福生警察交通課☎551・0110

憲法週間(5月1日～7日)「憲法は明るい社会の道しるべ」